

(別紙)

## 人事行政の運営等の状況について

平成30年10月31日

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の任免に関する状況

##### イ 採用試験及び職員の採用に関する状況(平成30年4月1日付採用)

区分	申込者数	第1次受験者数(A)	第1次合格者数	最終合格者数(B)	競争倍率(A)/(B)	採用者数
初級・行政	10人	7人	5人	2人	3.5倍	2人
初級・消防	42人	38人	17人	13人	2.9倍	10人

##### ロ 職員の退職に関する状況(平成29年度中)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	その他	計
行政職	2人					2人
消防職	2人	1人	3人			6人
単純労務職	1人					1人
計	5人	1人	3人			9人

#### (2) 職員数の状況(平成30年4月1日)

区分	行政職	消防職	単純労務職	計
理事会の 事務部局	総務	14人		14人
	税務	6人		6人
	民生	7人		7人
	衛生	18人	12人	30人
	計	45人	12人	57人
議会の事務部局	2人			2人
消防の事務部局	3人	222人		225人
教育委員会の事務部局	10人			10人
合計	60人	222人	12人	294人

※ 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の人数です。

#### (3) 再任用職員の状況(平成30年4月1日現在)

- イ 常時勤務職員(地方公務員法第28条の4) 行政職 2人(理事会事務部局、教育委員会事務部局)  
消防職 3人(消防事務部局)  
単純労務職 1人(理事会事務部局)
- ロ 短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5) 単純労務職 1人(理事会事務部局)

### 2 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B)/(A)
29年度	千円 4,507,771	千円 2,244,644	% 49.8

※ 人件費は、特別職に支給する報酬等を含みます。

## (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給 与 費(一般職)				一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
29年度	287人	千円 1,015,640	千円 270,833	千円 377,782	千円 1,664,255	千円 5,798

注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成29年4月1日現在数のものです。

## (3) 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区分	行政職	消防職	単純労務職	全体
平均給料月額	290,563円	276,617円	290,567円	280,033円
平均給与月額	335,915円	361,699円	315,097円	354,535円
平均年齢	38歳0月	35歳9月	56歳0月	37歳0月

※ 平均給与月額は、平均給料月額に管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当等の諸手当を含みます。

## (4) 初任給の状況(平成30年度分)

職種	区分	仙南広域	宮城県	国
行政職	大学卒	179,200円	187,100円	179,200円
	高校卒	147,100円	152,600円	147,100円
消防職	大学卒	195,500円	円	円
	高校卒	166,000円	円	円
単純労務職	高校卒	144,500円	150,300円	144,500円

## (5) 級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

## イ 一般行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	次長・主幹 係長・主査	所長 課長補佐 次長	課長・参事	会計管理者 課長	
職員数	11人	10人	22人	8人	3人	6人	60人
構成比	18.3%	16.7%	36.7%	13.3%	5.0%	10.0%	100.0%

## ロ 消防職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	消防士	消防士長 消防副士長	係長・主査	課長補佐 副署長・主幹 所長	課長 署長	消防長 次長 署長	
職員数	61人	64人	56人	32人	7人	2人	222人
構成比	27.5%	28.8%	25.2%	14.4%	3.2%	0.9%	100.0%

## ハ 単純労務職

区分	1級	2級	3級	4級	計
標準的な職務内容	技能員 業務員	技能員 業務員	主任技能員 技能員	主任技能員	
職員数	0人	1人	4人	7人	12人
構成比	0.0%	8.3%	33.3%	58.4%	100.0%

注) 1 各職の級区分は、仙南地域広域行政事務組合の給与条例等に基づく給料表によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## (6) 手当の状況

## イ 管理職手当(平成 30 年度)

区分	職務または職務の級	手当額	支給人数
議会の事務部局	6級の職員	51,900円	
	5級の職員	49,600円	1人
	4級の職員	46,300円	
理事会の事務部局	6級の職員	51,900円	5人
	5級の職員	49,600円	2人
	4級の職員	46,300円	1人
消防の事務部局	消防長	62,300円	1人
	6級の職員	51,900円	1人
	5級の職員	49,600円	7人
教育委員会の事務部局	6級の職員	51,900円	1人
	5級の職員	49,600円	
	4級の職員	46,300円	1人

## ロ 特殊勤務手当(平成 30 年度)

区分	内容	支給単価
税務手当	滞納整理事務に従事した職員	1日につき 300円
清掃業務手当	衛生処理施設の処理水槽等の清掃業務に従事した職員	1回につき 400円
火葬業務手当	火葬作業業務に従事した職員	1件につき 400円
危険災害活動手当	消防吏員が災害発生箇所またはその恐れがある箇所 で業務に従事した職員	1回につき 300円

※ 事務事業の総点検を実施し、平成 19 年 4 月 1 日より支給対象の見直しを図っています。

## ハ 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(平成 29 年度中)

区分	議会の事務部局	理事会の事務部局	消防の事務部局	教育委員会の事務部局
支給職員数	1人	52人	208人	9人
時間外勤務手当	12,096円	5,005,589円	87,100,246円	2,697,610円
休日勤務手当	0円	895,738円	63,917,068円	0円
夜間勤務手当	0円	0円	11,294,887円	0円
計	12,096円	5,901,327円	162,312,201円	2,697,610円
1人あたりの平均	12,096円	113,487円	780,347円	299,734円

## ニ 退職手当(平成 29 年度)

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445ヶ月	25.55625ヶ月
勤続 25 年	29.145ヶ月	34.5825ヶ月
勤続 35 年	41.325ヶ月	49.59ヶ月
最高限度額	49.59ヶ月	49.59ヶ月
1人あたりの平均支給額	1,513千円	21,012千円
そのほかの加算措置	勸奨・定年 2~20%	

注) 1 仙南地域広域行政事務組合職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。

2 1人あたりの平均支給額は、平成 29 年度中に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

ホ 期末・勤勉手当(平成 30 年度)

支給時期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225 月分	0.90 月分	2.125 月分
12 月期	1.375 月分	0.90 月分	2.275 月分
計	2.600 月分	1.80 月分	4.400 月分
制度上の段階、職務の級による加算措置 5～15%			

※ 勤勉手当の上記支給月数は、組合の給与条例における総支給額計算の基礎とする月数です。

ヘ そのほかの手当

区分	内 容
扶養手当	配偶者や子等で生計の途が無く主として職員の扶養を受けている場合に職員に支給する手当
地域手当	勤務地における民間の賃金水準や物価等を考慮し支給する手当
住居手当	借家・借間に居住し家賃を支払っている職員に支給する手当
通勤手当	交通機関を利用し、または自動車等を使用して通勤する職員に支給する手当。自動車等については使用距離(片道)2km～44km 以上の 22 段階に区分し支給する手当
寒冷地手当	勤務地や世帯等の区分に応じて支給する手当

ト 特別職の職員で常勤の者の状況

区分	給料	支給手当	期末・勤勉手当
助役	599,720 円	(通勤手当) 14,600 円	6 月期 1.575 月 12 月期 1.725 月

※ 助役の給料については平成 30 年 4 月から当分の間 6%縮減の措置をとっています。

### 3 職員の勤務時間及び勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成 30 年度)

イ 一般行政職等の主な勤務時間

勤務時間	開始時刻	休憩時間	終了時刻
7 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 0 時から 午後 1 時まで	午後 5 時 15 分

ロ 消防職のうち隔日勤務者の主な勤務時間(1 当務あたり)

勤務時間	執務	休憩	執務	休憩	勤務	仮眠	執務
15 時間 30 分	午前 8 時 30 分から 午後 0 時 15 分まで (15 分休息 時間を置く)	午後 0 時 15 分から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 15 分まで (15 分休息 時間を置く)	午後 5 時 15 分から 午後 6 時 まで	午後 6 時 から 午後 8 時 まで	午後 8 時から 午前 5 時まで のうち 5 時間以上	午前 5 時 から 午前 8 時 30 分まで

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成 29 年中)

区分	対象職員数	総付与日数	総取得数	1 人あたり平均取得日数
議会の事務部局	2 人	80 日	31 日	15.5 日
理事会の事務部局	57 人	2,216 日	738 日	12.9 日
消防の事務部局	217 人	8,381 日	1,655 日	7.6 日
教育委員会の事務部局	10 人	400 日	76 日	7.6 日
計	286 人	11,077 日	2,500 日	8.7 日

※ 年間 20 日付与、20 日を限度に繰り越し可能です。

## (3) そのほかの休暇制度(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	概要	備考
病気休暇	公務上の傷病、結核性疾患、公務外の傷病	有給
特別休暇	公民権行使、社会貢献活動、結婚、妊産婦母体保護、産前産後、忌引、夏季休暇、職務遂行に必要な資格受験等	有給
介護休暇	配偶者、父母、子等が傷病により生活を営むのに支障がある者への介護	無給
組合休暇	職員団体の業務、活動に従事	無給

## ※主な特別休暇の種類と日数(平成 30 年 4 月 1 日現在)

種類	日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
親族以外の者への骨髄若しくは末梢血幹細胞提供に伴い、検査入院等のため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
ボランティア活動に従事する場合	1年のうち5日以内
結婚する場合	連続する7日以内
妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合	10日以内
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が胎児の健康保持に影響がある場合	1日1時間または 1日2回各30分
妊娠中、又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
妊娠中の女性職員が胎児の健康保持に影響あるとして休息や補食する場合	必要と認められる期間
妊娠12週間未満で流産した場合	10日以内で必要と認められる期間
女性職員が8週間以内に出産を予定している場合	出産日までの申出期間
職員が出産した場合	翌日から8週間
生後1年未満の子を育てる場合	1日1時間または 1日2回各30分以内
生理日において勤務することが著しく困難な場合	2日以内
妻の出産に伴い、勤務しないことが相当と認められる場合	2日以内
妻の産前産後において、出産に係る子又は小学校就学前の子を持つ職員が養育に要する場合	5日以内
乳幼児の健康診査又は結核予防接種による介助に要する場合	必要と認められる期間
小学校就学前の子を持つ職員がその子の看護に要する場合	1年のうち5日以内(2人以上の場合10日以内)
要介護者の介護等を行う場合	1年のうち5日以内(2人以上の場合10日以内)
親族が死亡した場合	死亡者の区分に応じ 1日から10日以内
親族追悼の特別の行事を行う場合	1日以内
夏季休暇	7月から9月に4日以内
自然災害や交通事故等により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務時間の軽減	必要と認められる期間
通信教育の高校又は大学の学生となり、定められた面接授業に出席する場合	必要と認められる期間
国、県、市町村等が実施する資格試験、昇任試験、表彰式及び運動競技会に出席する場合	必要と認められる期間
関連のある海外視察及び海外派遣に参加する場合	必要と認められる期間

## 4 職員の休業に関する状況(平成 29 年度)

	男性	女性	合計
育児休業の取得状況	0人	1人	1人
自己啓発等休業の取得状況	0人	0人	0人
配偶者同行休業の取得状況	0人	0人	0人

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況(平成 29 年度)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			2 人		2 人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					

### (2) 懲戒処分の状況(平成 29 年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し、職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					

## 6 職員のサービスの状況

### (1) サービスに関する主な規律確保の喚起状況(平成 29 年度)

内 容	年月
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	平成 29 年 10 月
職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底について	平成 29 年 12 月

### (2) 営利企業等従事許可の状況(平成 29 年度)

区 分	許可件数
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	

※ 上記の許可は、公共団体等から依頼されたものについて、地方公務員法の規定に基づき許可したものです。

## 7 職員の研修及び勤務成績評定の状況

### (1) 職員の研修の状況(平成 29 年度)

#### イ 事務局等

区分	実施機関	研修数	受講者数
階層別研修	宮城県市町村職員研修所	6	24 人
専門研修	〃	18	48 人
その他の研修	その他	3	29 人

#### ロ 消防本部

区分	実施機関	研修数	受講者数
初任総合教育	宮城県消防学校	1	10 人
専科教育	〃	3	6 人
幹部教育	〃	2	3 人
特別教育	〃	5	18 人
その他の研修	消防大学校		
〃	その他	43	343 人

(2) 勤務成績の評定の概要(平成 29 年度)

区分	回数	評定期
昇給判定	年 1 回	12 月
勤勉手当査定	年 2 回	5 月・11 月

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(平成 29 年度)

区分	受検者数
定期健康診断	216 人
人間ドック助成	66 人
特定業務従事者健康診断	160 人
脳検診助成	25 人
HBs 抗体検査	203 人
ストレスチェック	278 人

(2) 利益の保護の状況(平成 29 年度)

- イ 勤務条件に関する措置の要求の状況 0 件
- ロ 不利益処分に関する不服申し立ての状況 0 件

※ 上記については公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会からの報告事項です。